

平成19年5月15日(火)の衆議院環境委員会における環境配慮契約法案に関する質疑概要(抜粋)

坂井学議員

地球温暖化を防止するという大事な目的のための法律案ということでございまして、私も大変大事だと思っております。オフィスビル等の業務部門というのはなかなか削減が難しく、逆に、おおいにCO2の排出量が伸びている部分だと、こういうことではございました。その部分の対策を目指したこの法律案というのは大変重要だと思っておりますが、まず最初に提出者の方にお聞きしたいと思いますが、なぜこの大事な法案が議員立法という形で提出しようということになったのか、その理由をお聞かせいただきたい。

川口順子議員

業務部門というのは排出量の伸びが大きく、どうやってこれをコントロールしていくのかということが難しい点だと思う。政府も業務部門に属しているがその中で政府は民間に先がけて、政府として率先して模範を示していくことができるかということから、この場にいる他の議員の方々とも相談させていただきながら、この法案を用意することとした。

末松義規議員

建築設計の契約相手方を決めるのに、プロポーザル方式とコンペ方式とではどこがどう違うのか。どちらがよりCO2削減という意味において一層望ましいと思っているのか。

福山哲郎議員

一般的に、建築設計におけるプロポーザル方式は、建築物の基本設計を提案させ、企画という形で、技術力やノウハウ、知恵を競わせ、実施設計を行わせる者を選定するものである。一方、建築設計におけるコンペ方式は、設計図を含む実施設計を提案させることによって、建築物の設計そのものを競わせるものであり、選定された設計に沿って、実際に工事が行われることとなる。いずれの方式も建築設計契約においては有効な選定方式であるが、コンペ方式では完成された設計図を求められることから、応募する設計者側の負担・リスクが大きい。そのため、原則としてプロポーザル方式を導入しているところであるこれを前提として、本法案に盛り込まれた基本方針における契約方式についても、仕様書に環境配慮することを詳細に規定するとともに、価格競争ではなくプロポーザル方式で建築設計者に環境配慮を求めていくということを我々は期待している。なお、地方自治体の発注する建築物の設計業務の大部分は、未だ価格競争入札方式となっている。そのような方法では、環境保全上の評価を受けないことになるので、この法案を受けて、より環境保全上の取組を評価することが組み込まれたプロポーザル方式が地方自治体において実施されることを期待している。

衆議院の作成する正式な議事録ではありません。

江田康幸議員

この法案では、グリーン契約の望ましい内容が基本方針へと委ねられているように見受けられる。電気の供給を受ける契約やESCO事業については発議者として、基本方針においてどのように定められることが適当と考えるか。とりわけ、条文だけでは内容の分かりにくい、使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入や建築物に関する契約については、基本方針においてどのように定められることが適当と考えるか。

加藤修一議員

仮に、細かな契約手続を法律で規定した場合には、契約の方法が時代の変化に対応できないおそれがあり、その詳細は基本方針に委ねることとしたものである。御指摘の点は、法案中において、基本方針を政府が策定する場合に、地球温暖化対策法の政府実行計画の実施の効率的な推進に資するようにするとともに、エネルギーの安定的な供給に配慮する内容になることを求めている。国等の責務や、他の契約に関する施策、温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策との調和に配慮して定めることとしている。また、複数の大臣の関与の下での策定、公表等に関して詳細な手続規定を置いている。これらの規定により、内容も適切なものになると考えている。電力の購入契約については、当分の間、二酸化炭素の排出係数等の入札参加資格を定め、その資格を満たす者の価格によって落札者を決定する「裾切り方式」を採用することとなっている。その係数は購入予定の地域において競争が十分に成り立つ程度の数値にすることが必要であり、庁舎管理者が地域の事情に応じて判断することができるようにする旨を、基本方針に記載することが考えられる。ESCO事業については、本法案により国の債務負担行為の特例として、十年間の債務負担行為ができることとなるが、基本方針においては、その対象となる契約の範囲、契約の相手方の選定方法等を記載することが考えられる。使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品として、例えば自動車を想定しており、入札価格だけでなく、環境性能の指標として、生涯燃料費や自動車重量税などのランニングコストを加えてトータルコストで評価し落札者を決定する旨を、基本方針に記載することが考えられる。また、建築物については建築物の設計に関する契約を想定している建設設計段階において価格を競わせてしまうと、安価だが質の悪い提案が選定される恐れがある。こういったことを最大限、改善することが今法案の目的の1つである。このため、発注者が示す発注条件の中で設計者が有する環境に配慮した設計のノウハウをどれだけ活かせるかという知恵を競わせて設計者を決める、いわゆる「プロポーザル方式」の方が適当であり、その旨を基本方針に記載することが考えられる。

衆議院の作成する正式な議事録ではありません。

江田康幸議員

大臣は所信表明で、「環境の知恵が報われるような社会を作る」旨を述べられている。私も、エコビジネスなどを大いに伸ばしていく必要があり、そのためには、お金を払うべきものには払うということが大事だと思う。「安かろう悪かろう」ではいけない。環境大臣として「安かろう悪かろう」ではない消費者選択の実現に向けてどのように取り組むつもりかお伺いする。

若林正俊環境大臣

委員がおっしゃっていただきましたように、私は所信におきまして環境への取組が経済や地域社会の活性化にもつながるような、環境、経済、社会の側面が統合的に向上するような社会を実現するためには、環境を守るための知恵や労力が経済的にも社会的にも報われるような仕組みづくりが重要であるというふうに考えている上で述べたところでございます。この度の法案を制定していただいた暁には、政府としてもその内容に即して、国の各省庁が足並みを揃えて、環境に配慮した契約締結を進めることとなり、また、その結果、環境に前向きに取り組む企業の製品やサービスが有利となり、環境と両立する新しい経済づくりに役立つことが期待されているところでございます。環境省としては環境の大切さについての学習や啓発を徹底することはもとよりでございますけれども、やはり議員立法でありました「グリーン購入法」に基づき環境にやさしい商品などを積極的に選択することやこの法案に基づいて契約における環境配慮を率先して実施することによりまして、環境と経済を好循環させていく動きを地方や企業、国民に向けて大いに広げてまいりたい、このように考えております。

衆議院の作成する正式な議事録ではありません。